

まちづくり  
ルール

幸  
穂  
台  
地区

sachihodai

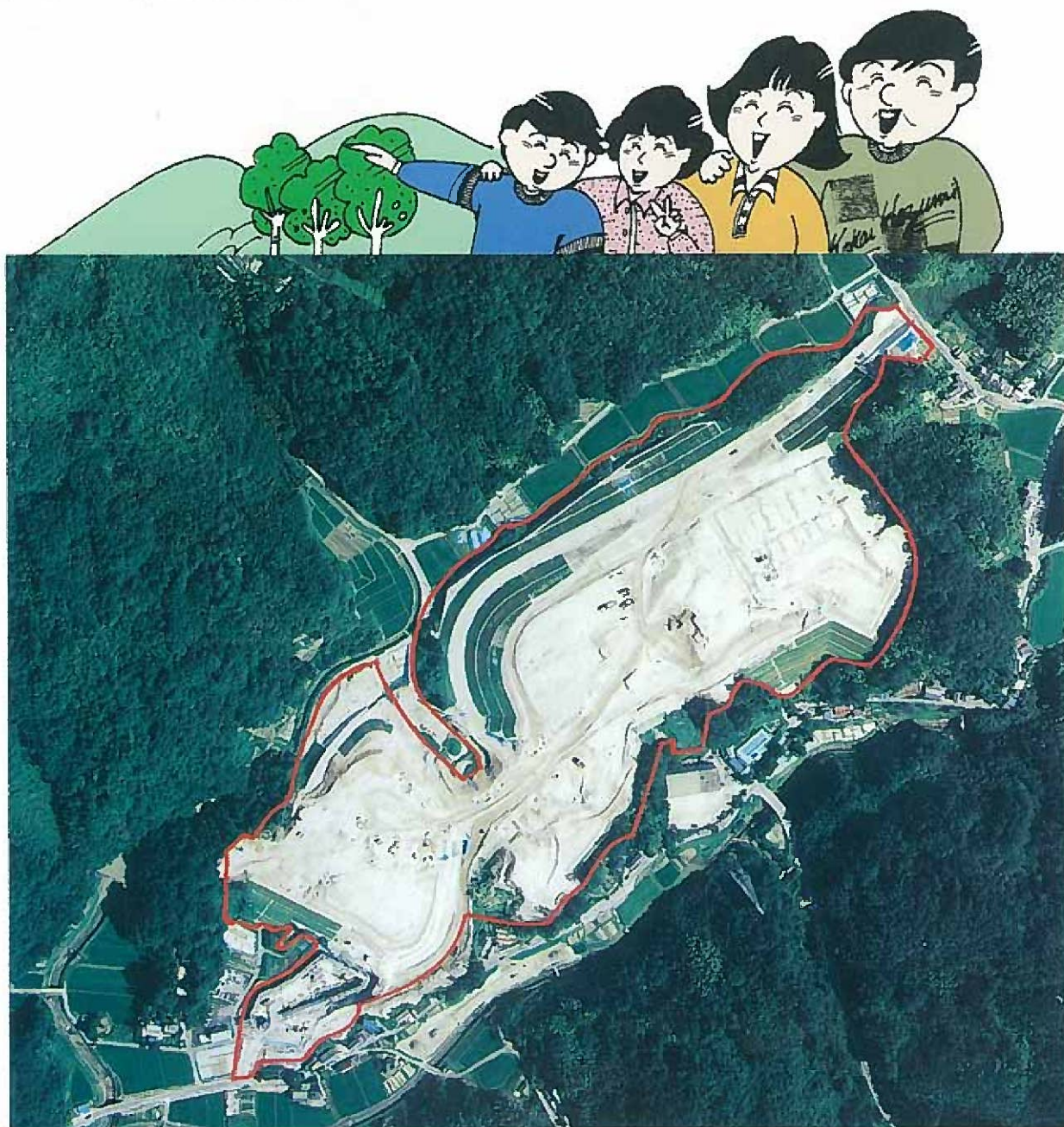
ゆとりとうるおいのある  
緑ゆたかな住宅地



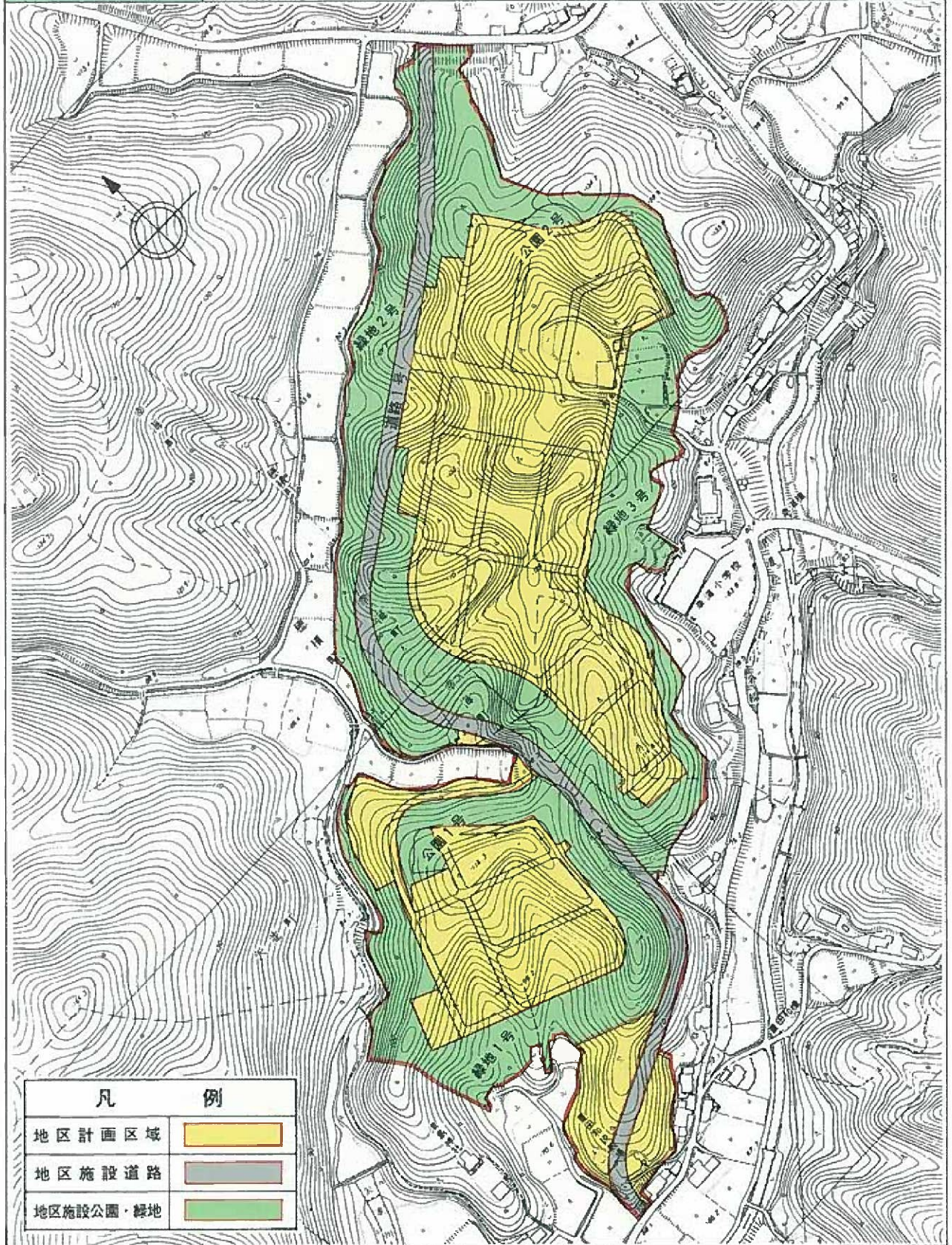
私たちで守る

## 「幸穂台のまちづくりのルール」です。

幸穂台地区は、松平地域の豊かな緑に囲まれた住宅団地です。この住宅地は、『幸穂台』と名付けられ、ゆとりのある敷地に、落ち着いた戸建て住宅地の建設により閑静でうるおいのあるまちづくりを目指しています。このために、用途や高さの制限等、建築のルールを定め、良好な住環境を形成し、将来的に守っていくことが求められています。



名称	幸穂台地区計画
位置	豊田市幸穂台1丁目から4丁目までの全域及び穂積町曲り田の一部
面積	約18.3ha

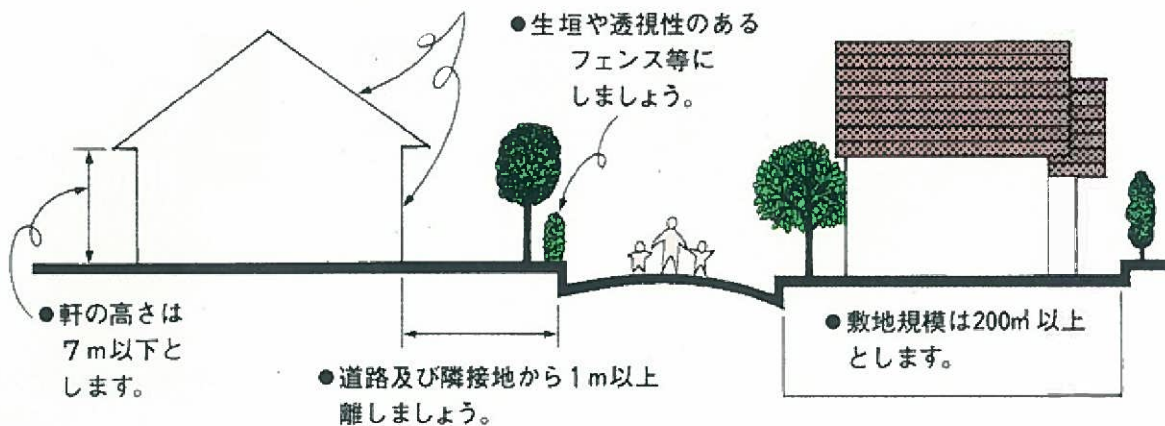


凡 例	
地区計画区域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>
地区施設道路	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:grey; border:1px solid black;"></span>
地区施設公園・緑地	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:green; border:1px solid black;"></span>

用途の制限、容積率、建ぺい率、最低敷地規模、壁面後退、高さ制限、形態・意匠、  
垣・さくが決まっています。

●屋根や壁の色は住宅地にふさわしいものとしします。

●生垣や透視性のあるフェンス等にしましょう。



●軒の高さは7m以下とします。

●道路及び隣接地から1m以上離しましょう。

●敷地規模は200㎡以上とします。

●用途制限：3戸以上の共同住宅を禁止します。



# まちづくりルール

地区	名称		幸穂台地区計画					
	面積		約18.3ha					
地区施設 配置及び規模	道路	名称		幅員		延長		
		道路1号		12m		約1,050m		
	公園 緑地	名称	面積	名称	面積	名称	面積	
		公園1号	約700㎡	公園2号	約580㎡			
		緑地1号	約21,670㎡	緑地2号	約14,240㎡	緑地3号	約36,030㎡	
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</li> <li>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の3で定めるもの</li> <li>3 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</li> <li>4 幼稚園、小学校、図書館、集会所その他これらに類するもの</li> <li>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>7 診療所</li> <li>8 巡査派出所、公衆電話所、汚水処理場の機械室その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>9 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)</li> </ol>						
	地区計画	容積率	100%					
	建ぺい率	60%						
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡						
画	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</li> <li>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</li> </ol>						
	建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さは、7mを超えてはならない。						
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は健全な住宅地にふさわしいものとし原色は使用しないものとする。塙壁は、鉄筋コンクリート造、練り積み造等強固で安全なものとする。						
	垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地境界線から1m未満の距離において設置する垣又はさくは、高さ(敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が2m以下のもの(生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。)及び門塙を除く。)</li> <li>2 道路又は公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンス等(門塙にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものを除く。)</li> </ol>						

届出勧告制度  
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。

